

茨城県報

号外第93号

平成4年6月11日

木曜日

目次

規 則

●茨城県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則(管財課)……………1 ページ

告 示

●道路の区域の変更(9件)(道路維持課)……………13

●道路の供用の開始(4件)(")……………21

規 則

茨城県規則第60号

茨城県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

茨城県土地開発基金管理規則(昭和44年茨城県規則第59号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 直接取得(第4条—第12条)

第3章 貸付け(第13条—第26条)

付則

第1章 総則

第1条中「(昭和44年茨城県条例第28号)」を「(昭和44年茨城県条例第28号。以下「条例」という。)」に改める。

第4条を削り、第11条を第12条とし、同条の次に次の1章を加える。

第3章 貸付け

(貸付対象事業)

第13条 第2条第2号の規定に基づく基金に属する現金(以下「資金」という。)の貸付けの対象事業は、公社が行う次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 県の事業の施行が確定した区域又は確実と認められる区域内の土地を先行取得する事業
- (2) その他知事が特に必要と認める事業
(事業計画書の提出)

第14条 公社は、資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書(様式第7号)を毎年4月20日までに知事に提出するものとする。ただし、緊急に土地を取得する必要があるときは、その都度提出することができる。

(事業計画の承認)

第15条 知事は、前条の規定により事業計画書が提出された場合において、これを適当と認めるときは、貸付限度額、貸付対象事業及び償還計画を決定し、事業計画承認通知書(様式第8号)により公社に通知するものとする。

(貸付けに関する契約の締結)

第16条 知事は、前条の規定により事業計画の承認の通知をしたときは、公社と茨城県土地開発基金の貸付けに関する契約書(様式第9号)により契約を締結するものとする。

(借入れの申込み)

第17条 公社は、前条の契約を締結したときは、事業の種類ごとに必要な資金(以下「貸付金」という。)の貸付けを受けようとする日の20日前までに貸付金借入申込書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の決定)

第18条 知事は、前条の規定により貸付金借入申込書の提出があつたときは、貸付金決定通知書(様式第11号)により公社に通知するとともに、貸付金の貸付けを実行するものとする。

(借用証書の提出)

第19条 公社は、貸付金を受領したときは、直ちに借用証書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の償還)

第20条 公社は、貸付金決定通知書の償還年次表に定めるところにより各償還年度の末日までに貸付金を知事に償還しなければならない。

2 公社は、貸付金を償還期日までに償還しないときは、当該償還金額につき、その翌日から起算して償還した日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を知事に支払わなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(貸付金の償還方法)

第21条 公社は、貸付金を償還しようとするときは、その20日前までに知事に償還通知書(様式第13号)を提出するものとする。

2 貸付金の償還は、県の発行する納入通知書により行うものとする。

(貸付金の償還期間の変更)

第22条 公社は、貸付金の償還期間を短縮し、又は延長しようとするときは、あらかじめ知事の承

認を得なければならない。

(繰上償還)

第23条 知事は、公社が次の各号のいずれかに該当するとき又は基金の運用上必要があると認めるときは、貸付金の全部又は一部について繰上償還をさせることができる。

- (1) 貸付金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 貸付金の償還を怠ったとき。

(報告及び調査)

第24条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の使途等について公社から必要な報告を求め、又は県の職員に調査をさせることができる。

(証拠書類の保存)

第25条 公社は、貸付対象事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(貸付金台帳)

第26条 基金には、貸付金に係る貸付金台帳(様式第14号)その他の帳簿を備え、常にその運用状況を明らかにしておくものとする。

第10条を第11条とし、第9条中「そのつど」を「その都度」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条中「及び、基金」を「及び基金」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第3条中「そのつど」を「その都度」に改め、同条を第5条とし、第2条中「基金により」を「第2条第1号の規定に基づき基金により」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条を第4条とし、同条の前に次の2条及び章名を加える。

(基金の運用)

第2条 基金は、条例第1条の目的を達成するため、次の各号に定めるところにより運用するものとする。

- (1) 基金に属する現金で土地を取得すること。
- (2) 基金に属する現金を茨城県土地開発公社(以下「公社」という。)に貸し付けること。

(委員会の設置)

第3条 基金の管理に関し、必要な事項を検討させるため、茨城県土地開発基金管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 直接取得

様式第1号中「(第3条)」を「(第5条)」に改める。

様式第2号中「(第5条)」を「(第6条)」に改める。

様式第3号中「(第8条第1項)」を「(第9条第1項)」に改める。

様式第4号中「(第8条第2項)」を「(第9条第2項)」に改める。

様式第5条中「(第10条)」を「(第11条)」に改める。

様式第 6 号(1)中「(第 11 条)」を「(第 12 条)」に改める。

様式第 6 号(2)中「(第 11 条)」を「(第 12 条)」に改め、同様式の次に次の 9 様式を加える。

様式第 7 号 (第 14 条)

年 月 日

茨城県土地開発基金管理者

茨城県知事 殿

茨城県土地開発公社

理事長 印

事 業 計 画 書

茨城県土地開発基金管理規則第 14 条の規定により、次のとおり提出します。

1 貸付対象事業

事業名	所在地	面積	予定金額	取 予 定 年 得 月	備 考
		m ²	円		
計		m ²	円		

(注) 各事業の計画書を添付すること。

2 償還計画

事業名	償 還 年 次				計
	年度	年度	年度	年度	
	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

様式第 8 号 (第 15 条)

第 号
年 月 日

茨城県土地開発公社

理事長 殿

茨城県土地開発基金管理者

茨城県知事 回

事業計画承認通知書

年 月 日付けで提出のあつた事業計画について、下記のとおり承認したので、通知します。

記

- 1 貸付限度額 円
- 2 貸付対象事業

事業名	面積	貸付限度額	備考
	m ²	円	
計	m ²	円	

3 償還計画

事業名	償 還 年 次				計
	年度	年度	年度	年度	
	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

様式第 9 号 (第 16 条)

茨城県土地開発基金の貸付けに関する契約書

茨城県 (以下「甲」という。) と茨城県土地開発公社 (以下「乙」という。) とは、茨城県土地開発基金 (以下「基金」という。) に属する現金の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

(貸付限度額)

第 1 条 甲は、乙に貸付限度額 円 の範囲内で、乙が 年度において実施する次に掲げる事業に要する資金を貸し付けるものとする。

事業名	面積 m ²	貸付限度額 円	備考
計	m ²	円	

(貸付期間)

第 2 条 前条の規定により甲が乙に貸し付ける資金 (以下「貸付金」という。) の貸付期間は、貸付けをした日から当該貸付けに係る用地を県に引き渡した日までとする。

(貸付金の使途)

第 3 条 乙は、貸付金を、用地費及び補償費に充てるものとする。

(貸付利息)

第 4 条 貸付金は無利子とする。

(借入れの申込み)

第 5 条 乙は、貸付金の借入れをしようとするときは、当該借入れをしようとする日の 20 日前までに貸付金借入申込書を甲に提出するものとする。

(貸付金の決定)

第 6 条 甲は、前条の規定により、貸付金借入申込書の提出があつた場合において、貸付けを決定したときは、貸付金決定通知書により乙に通知するとともに、貸付金の貸付けを実施するものとする。

(借用証書の提出)

第 7 条 乙は、貸付金を受領したときは、借用証書を甲に提出するものとする。

(貸付金の償還)

第 8 条 乙は、貸付金決定通知書の償還年次表に定めるところにより、貸付金を各年度の末日までに甲に償還しなければならない。

2 乙は、貸付金を償還期日までに償還しないときは、当該償還金額につきその翌日から起算して償還の日までの日数に応じ年14.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

(貸付金の償還方法)

第9条 乙は、貸付金を償還しようとするときは、その20日前までに償還通知書を甲に提出するものとする。

2 乙は、貸付金の償還は、甲の発行する納入通知書により行うものとする。

(貸付金の償還期間の変更)

第10条 乙は、貸付金の償還期間を短縮し、又は延長しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(繰上償還)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき又は基金の運用上必要があると認めたときは、貸付金の全部又は一部について繰上償還をさせることができる。

- (1) 貸付金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 貸付金の償還を怠ったとき。

(報告及び調査)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、貸付金の使途等について乙から必要な報告を求め、又は甲の職員に調査をさせることができる。

(疑義の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県知事 印

乙 水戸市大町1丁目2番17号

茨城県土地開発公社

理事長 印

様式第10号 (第17条)

年 月 日

茨城県土地開発基金管理者
茨城県知事 殿

茨城県土地開発公社
理事長 印

貸付金借入申込書

下記により貸付金を借入れたいので、茨城県土地開発基金管理規則第17条の規定により申し込みます。

記

- 1 借入申込金額 金 円
既借入額合計 円
借入限度額 円
- 2 借入希望年月日 年 月 日
- 3 償還年次表

事業名	償 還 年 次				計
	年度	年度	年度	年度	
	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

様式第 11 号 (第 18 条)

茨城県土地開発公社
理事長 殿

第 号
年 月 日

茨城県土地開発基金管理者
茨城県知事 印

貸 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付けによる貸付金借入申込みについては、下記のとおり決定したので通知
します。

記

- 1 貸 付 額 金 円
- 2 貸付年月日 年 月 日
- 3 償還年次表

貸付 番号	事 業 名	償 還 年 次				計
		年度	年度	年度	年度	
		円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円

様式第12号 (第19条)

年 月 日

茨城県土地開発基金管理者
茨城県知事 殿

茨城県土地開発公社
理事長 印

借 用 証 書

金 円

年 月 日付け 第 号をもって決定通知のあつた上記の金額を借用了しました。

様式第13号 (第21条第1項)

年 月 日

茨城県土地開発基金管理者
茨城県知事 殿

茨城県土地開発公社
理事長 印

償 還 通 知 書

このことについて、下記のとおり償還しますので、茨城県土地開発基金管理規則第21条第1項の規定により通知します。

記

貸付金償還表

貸付 番号	事 業 名	借 入 年 月 日	借 入 金 額	既 償 還 額	今 回		未 償 還 金 額	最 終 償 還 年 度
					償 還 年 月 日	償 還 額		
			円	円		円	円	
	計		円	円		円	円	

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県土地開発基金管理規則第14条中「4月20日」とあるのは、平成4年度については「6月20日」とする。

告 示

茨城県告示第 732 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道結城 野田線	結城市大字上成1527番8地先から	旧	メートル 最大 8.2 最小 7.5	メートル 55.0	現道拡幅
	結城市大字上成1526番1地先まで	新	最大 10.2 最小 9.8	55.0	
県道結城 野田線	結城市大字結城作225番2地先から	旧	最大 9.3 最小 9.1	27.0	現道拡幅
	結城市大字結城作225番2地先まで	新	最大 10.9 最小 10.4	27.0	
県道結城 野田線	結城市大字結城作229番地先から	旧	最大 8.7 最小 8.3	67.0	現道拡幅
	結城市大字結城作235番地先まで	新	最大 10.3 最小 10.2	67.0	
県道結城 野田線	結城市結城9234番1地先から	旧	最大 8.0 最小 7.7	55.0	現道拡幅
	結城市結城9235番1地先まで	新	最大 10.2 最小 9.7	55.0	
県道結城 野田線	結城市大字作之谷395番1地先から	旧	最大 8.3 最小 7.5	133.0	現道拡幅
	結城市大字作之谷399番2地先まで	新	最大 10.3 最小 9.5	133.0	
県道結城 野田線	結城市大字江川新宿字中篠 1273番1地先から	旧	最大 15.0 最小 10.0	294.0	現道拡幅
	結城市大字江川新宿字中篠 1263番1地先まで	新	最大 15.0 最小 11.0	294.0	

県道下館筑波線	下館市大字大塚630番地先から	旧	最大 最小	10.0 8.5	100.0	現道拡幅
	下館市大字大塚294番1地先まで	新	最大 最小	11.0 10.5	100.0	
県道下館筑波線	真壁郡明野町大字村田字扇田 779番1地先から	旧	最大 最小	16.3 16.0	22.0	現道拡幅
	真壁郡明野町大字村田字扇田 777番地先まで	新	最大 最小	16.6 16.3	22.0	
県道下館筑波線	真壁郡明野町大字村田字谷ノ田 667番1地先から	旧	最大 最小	17.2 16.3	65.0	現道拡幅
	真壁郡明野町大字村田字柳町 2600番地先まで	新	最大 最小	18.5 16.5	65.0	
県道結城下妻線	結城市大字久保田字本田 76番1地先から	旧	最大 最小	22.5 21.3	22.7	現道拡幅
	結城市大字久保田字本田 76番1地先まで	新	最大 最小	21.3 43.5	22.7	
県道筑波益子線	西茨城郡岩瀬町大字富谷字山口 2004番1地先から	旧	最大 最小	9.5 9.0	94.0	現道拡幅
	西茨城郡岩瀬町大字富谷字山口 1993番1地先まで	新	最大 最小	17.5 12.1	94.0	
県道下館三和線	下館市大字一本松字一本松 60番1地先から	旧	最大 最小	15.0 8.0	64.0	現道拡幅
	下館市大字西方字浜田86番2地先まで	新	最大 最小	16.0 11.0	64.0	
県道筑波赤浜線	真壁郡明野町大字寺上野字東中割 1174番9地先から	旧	最大 最小	8.5 8.2	85.0	現道拡幅
	真壁郡明野町大字寺上野字東中割 1170番1地先まで	新	最大 最小	10.7 10.5	85.0	
県道明野間々田線	結城市大字上山川104番10地先から	旧	最大 最小	6.8 6.1	23.0	現道拡幅
	結城市大字上山川102番1地先まで	新	最大 最小	9.0 8.7	23.0	
県道西小湍石岡線	西茨城郡岩瀬町大字今泉字稲荷下 38番5地先から	旧	最大 最小	10.0 7.0	125.0	現道拡幅
	西茨城郡岩瀬町大字今泉字稲荷下 12番1地先まで	新	最大 最小	15.5 10.8	125.0	
県道西小湍石岡線	西茨城郡岩瀬町大字木植字下 340番地先から	旧	最大 最小	8.5 6.3	123.0	現道拡幅
	西茨城郡岩瀬町大字今泉字稲荷下 1番1地先まで	新	最大 最小	11.6 9.6	123.0	

県道真岡 協和明野線	真壁郡協和町大字小栗 4184番 2 地先から	旧	最大 最小	8.3 8.2	21.8	現道 拡幅
	真壁郡協和町大字小栗 4185番 4 地先まで	新	最大 最小	9.5 9.4	21.8	
県道真岡 協和明野線	真壁郡協和町大字知行342番地先から	旧	最大 最小	12.7 11.5	193.0	現道 拡幅
	真壁郡協和町大字知行349番地先まで	新	最大 最小	14.7 14.0	193.0	
県道真岡 協和明野線	真壁郡協和町大字門井字谷島 1977番13地先から	旧	最大 最小	10.6 8.2	102.0	現道 拡幅
	真壁郡協和町大字門井字谷島 1976番17地先まで	新	最大 最小	11.3 10.5	102.0	
県道真岡 協和明野線	真壁郡協和町大字三郷字徳永前 800番 5 地先から	旧	最大 最小	10.5 10.0	14.0	現道 拡幅
	真壁郡協和町大字三郷字徳永前 800番 5 地先まで	新	最大 最小	10.8 10.5	14.0	
県道真岡 協和明野線	真壁郡協和町大字門井字裏島1884番12 1884番12地先から	旧	最大 最小	8.6 8.1	39.0	現道 拡幅
	真壁郡協和町大字門井字谷島 1977番 1 地先まで	新	最大 最小	11.0 10.6	39.0	
県道真岡 協和明野線	真壁郡協和町大字新治字谷島 2025番 1 地先から	旧	最大 最小	16.5 15.7	20.0	現道 拡幅
	真壁郡協和町大字新治字谷島 2025番 1 地先まで	新	最大 最小	19.0 17.7	20.0	
県道真岡 協和明野線	真壁郡明野町大字松原字今館 1102番 1 地先から	旧	最大 最小	9.0 8.2	74.0	現道 拡幅
	真壁郡明野町大字松原字今館 1102番 3 地先まで	新	最大 最小	10.8 10.0	74.0	
川島 停車 場線	下館市大字小川字本田浦 822番 1 地先から	旧	最大 最小	8.5 8.0	119.0	現道 拡幅
	下館市大字小川字本田浦 823番 1 地先まで	新	最大 最小	9.5 8.5	119.0	
県道小山 結城線	結城市大字結城字上ノ宮 10803番 2 地先から	旧	最大 最小	8.5 8.2	235.0	現道 拡幅
	結城市大字結城字上ノ宮 10745番23地先まで	新	最大 最小	11.0 10.3	235.0	



茨城県告示第733号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹内 藤 男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
国道 118 号線	久慈郡大子町大字頃藤字仲平 344番1地先から	旧	メートル 最大 18.5 最小 10.5	メートル 168.0	現道拡幅
	久慈郡大子町大字頃藤字仲平 434番3地先まで	新	最大 21.5 最小 12.0	168.0	
県道 梨野沢 大子線	久慈郡大子町大字浅川字苗代田 3301番2地先から	旧	最大 13.0 最小 7.5	520.0	現道拡幅
	久慈郡大子町大字浅川字御免沢 4367番地先まで	新	最大 16.0 最小 11.5	520.0	
県道 梨野沢 大子線	久慈郡大子町大字浅川字矢沢坪 3439番1地先から	旧	最大 9.0 最小 7.5	220.0	現道拡幅
	久慈郡大子町大字浅川字矢澤前 3426番1地先まで	新	最大 12.5 最小 11.0	220.0	
県道 大子 黒羽線	久慈郡大子町大字上金沢 105番4地先から	旧	最大 13.5 最小 8.0	205.0	現道拡幅
	久慈郡大子町大字上金沢 238番1地先まで	新	最大 16.5 最小 10.0	205.0	
県道 須賀川 大子線	久慈郡大子町大字上岡字引沼 3116番地先から	旧	最大 18.0 最小 9.0	440.0	現道拡幅
	久慈郡大子町大字上岡字反田 162番9地先まで	新	最大 25.3 最小 12.0	440.0	
県道 高萩 大子線	久慈郡大子町大字高柴字東森下 3425番2地先から	旧	最大 15.0 最小 8.0	120.0	現道拡幅
	久慈郡大子町大字高柴字東森下 3474番地先まで	新	最大 18.0 最小 11.5	120.0	
県道 高萩 大子線	久慈郡大子町大字高柴字東柳町 3518番1地先から	旧	最大 7.5 最小 7.0	50.0	現道拡幅
	久慈郡大子町大字高柴字東柳町 3519番1地先まで	新	最大 10.0 最小 9.5	50.0	
県道 須賀川 大子線	久慈郡大子町大字初原字辰之口 2793番地先から	旧	最大 14.5 最小 10.0	289.5	現道拡幅
	久慈郡大子町大字初原字辰之口 2768番地先まで	新	最大 18.0 最小 11.0	289.5	

県道須賀川 大字線	久慈郡大字町大字初原字卒風沢 426番1地先から	旧	最大 19.5 最小 11.0	260.0	現道拡幅
	久慈郡大字町大字初原字辰之口 332番1地先まで	新	最大 20.0 最小 11.5	260.0	

茨城県告示第 734 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 明野間々田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城市大字上山川字香取 1651番3地先から	旧	メートル 最大 10.0 最小 5.5	メートル 366.4	
結城市大字上山川字台山 6956番地先まで	新	最大 29.2 最小 9.7	366.4	現道拡幅

茨城県告示第 735 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字笠間1357番4地先から 笠間市大字才木字ザル田 750番5地先まで	旧	最大 <small>メートル</small> 14.0	メートル 1,241.0	
		最小 6.5		
笠間市大字笠間1357番4地先から 笠間市大字金井字石崎 18番2地先まで	旧	最大 40.0	1,450.0	
		最小 8.0		
笠間市大字笠間1357番4地先から 笠間市大字金井字石崎 18番2地先まで	新	最大 40.0	1,450.0	旧道移管による区 域変更
		最小 8.0		

茨城県告示第 736 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸茂木線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市成沢町字中郷前 834番12地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 10.0	メートル 284.5	
		最小 3.2		
水戸市成沢町字中郷前 831番7地先まで	新	最大 25.0	284.5	
		最小 5.8		

茨城県告示第 737 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北茨城大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市中郷町大字松井字川添 1892番1地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 8.0	114.0 <small>メートル</small>	
		最小 4.5		
北茨城市中郷町大字松井字川添 1913番地先まで	新	最大 18.0 最小 6.0	114.0	

~~~~~

**茨城県告示第 738 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更した。  
その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立いわき線
- 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                       | 延 長                         | 摘 要 |
|-------------------------------|------|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 北茨城市中郷町大字日棚字石打場<br>1964番1地先から | 旧    | 最大 <small>メートル</small> 20.0 | 1,310.0 <small>メートル</small> |     |
|                               |      | 最小 4.2                      |                             |     |
| 北茨城市中郷町大字石岡字堂下<br>139番4地先まで   | 新    | 最大 20.0<br>最小 4.2           | 1,310.0                     |     |
|                               |      | 最大 48.0<br>最小 7.0           |                             |     |

~~~~~

茨城県告示第739号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 真岡協和明野線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字松原字炭焼戸 510番1地先から	旧	メートル 最大 9.2	メートル 168.05	
		最小 7.0		
真壁郡明野町大字松原字城ノ内 452番2地先まで	新	最大 12.3	180.75	橋梁架替による迂 回路設置
		最小 8.0		
		最大 9.2	168.05	
		最小 7.0		

茨城県告示第740号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 猿島 海道線	猿島郡猿島町大字逆井字馬橋 2222番1地先から 猿島郡猿島町大字逆井字石堂 1827番12地先まで	旧	メートル 最大 17.0	メートル 716.0	現道拡幅
			最小 7.0		
		新	最大 19.0	716.0	
			最小 10.0		
県道 中里 岩井線	猿島郡三和町大字東山田字清水 3636番4地先から 猿島郡猿島町大字逆井字大鳥山 4011番1地先まで	旧	最大 12.5	831.6	現道拡幅
			最小 8.0		
		新	最大 17.2	831.6	
			最小 12.6		

県道 西関宿 栗橋線	猿島郡五霞村大字川妻字寺山 507番23地先から	旧	最大 11.5 最小 5.5	732.0	現道幅
	猿島郡五霞村大字川妻字宿北 103番4地先まで	新	最大 16.3 最小 12.1	732.0	

茨城県告示第 741 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
国 道 118 号 線	久慈郡大子町大字頃藤字仲平344番1地先から 久慈郡大子町大字頃藤字仲平434番3地先まで	平成4年6月11日
県道 梨野沢大子線	久慈郡大子町大字浅川字苗代田3301番2地先から 久慈郡大子町大字浅川字御免沢4367番地先まで	同 上
県道 梨野沢大子線	久慈郡大子町大字浅川字矢沢坪3439番1地先から 久慈郡大子町大字浅川字矢澤前3426番1地先まで	同 上
県道 大子黒羽線	久慈郡大子町大字上金沢105番4地先から 久慈郡大子町大字上金沢238番1地先まで	同 上
県道 須賀川大子線	久慈郡大子町大字上岡字引沼3116番地先から 久慈郡大子町大字上岡字反田162番9地先まで	同 上
県道 高萩大子線	久慈郡大子町大字高柴字東森下3425番2地先から 久慈郡大子町大字高柴字東森下3474番地先まで	同 上
県道 高萩大子線	久慈郡大子町大字高柴字東柳町3518番1地先から 久慈郡大子町大字高柴字東柳町3519番1地先まで	同 上
県道 須賀川大子線	久慈郡大子町大字初原字辰之口2793番地先から 久慈郡大子町大字初原字辰之口2768番地先まで	同 上
県道 須賀川大子線	久慈郡大子町大字初原字卒風沢426番1地先から 久慈郡大子町大字初原字辰之口332番1地先まで	同 上

茨城県告示第 742 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 猿島水海道線	猿島郡猿島町大字逆井字馬橋2222番1地先から 猿島郡猿島町大字逆井字石堂1827番12地先まで	平成4年6月11日
県道 中里岩井線	猿島郡三和町大字東山田字清水3636番4地先から 猿島郡猿島町大字逆井字大鳥山4011番1地先まで	同 上
県道 西関宿栗橋線	猿島郡五霞村大字川妻字寺山507番23地先から 猿島郡五霞村大字川妻字宿北103番4地先まで	同 上

茨城県告示第 743 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 真岡協和明野線
- 2 供用開始の区間 真壁郡明野町大字松原字炭焼戸510番1地先から
真壁郡明野町大字松原字城ノ内452番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成4年6月11日

茨城県告示第 744 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成4年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 結城野田線	結城市大字上成1527番8地先から 結城市大字上成1526番1地先まで	平成4年6月11日
県道 結城野田線	結城市大字結城作225番2地先から 結城市大字結城作225番2地先まで	同 上
県道 結城野田線	結城市大字結城作229番地先から 結城市大字結城作235番地先まで	同 上
県道 結城野田線	結城市結城9234番1地先から 結城市結城9235番1地先まで	同 上
県道 結城野田線	結城市大字作之谷395番1地先から 結城市大字作之谷399番2地先まで	同 上
県道 結城野田線	結城市大字江川新宿字中篠1273番1地先から 結城市大字江川新宿字中篠1263番1地先まで	同 上
県道 下館筑波線	下館市大字大塚630番地先から 下館市大字大塚294番1地先まで	同 上
県道 下館筑波線	真壁郡明野町大字村田字扇田779番1地先から 真壁郡明野町大字村田字扇田777番地先まで	同 上
県道 下館筑波線	真壁郡明野町大字村田字谷ノ田667番1地先から 真壁郡明野町大字村田字柳町2600番地先まで	同 上
県道 結城下妻線	結城市大字久保田字本田76番1地先から 結城市大字久保田字本田76番1地先まで	同 上
県道 筑波益子線	西茨城郡岩瀬町大字富谷字山口2004番1地先から 西茨城郡岩瀬町大字富谷字山口1993番1地先まで	同 上
県道 下館三和線	下館市大字一本松字一本松60番1地先から 下館市大字西方字浜田86番2地先まで	同 上
県道 赤浜筑波線	真壁郡明野町大字寺上野字東中割1174番9地先から 真壁郡明野町大字寺上野字東中割1170番1地先まで	同 上
県道 明野間々田線	結城市大字上山川104番10地先から 結城市大字上山川102番1地先まで	同 上
県道 西小塙石岡線	西茨城郡岩瀬町大字今泉字稲荷下38番5地先から 西茨城郡岩瀬町大字今泉字稲荷下12番1地先まで	同 上
県道 西小塙石岡線	西茨城郡岩瀬町大字木植字下340番地先から 西茨城郡岩瀬町大字今泉字稲荷下1番1地先まで	同 上
県道真岡協和明野線	真壁郡協和町大字小栗4184番2地先から 真壁郡協和町大字小栗4185番4地先まで	同 上

県道真岡協和明野線	真壁郡協和町大字知行342番地先から 真壁郡協和町大字知行349番地先まで	平成 4 年 6 月 11 日
県道真岡協和明野線	真壁郡協和町大字門井字谷島1977番13地先から 真壁郡協和町大字門井字谷島1976番17地先まで	同 上
県道真岡協和明野線	真壁郡協和町大字三郷字徳永前800番 5 地先から 真壁郡協和町大字三郷字徳永前800番 5 地先まで	同 上
県道真岡協和明野線	真壁郡協和町大字門井字裏原1884番12地先から 真壁郡協和町大字門井字谷島1977番 1 地先まで	同 上
県道真岡協和明野線	真壁郡協和町大字新治字谷島2025番 1 地先から 真壁郡協和町大字新治字谷島2025番 1 地先まで	同 上
県道真岡協和明野線	真壁郡明野町大字松原字今館1102番 1 地先から 真壁郡明野町大字松原字今館1002番 3 地先まで	同 上
県道 小川川島停車場線	下館市大字小川字本田浦822番 1 地先から 下館市大字小川字本田浦823番 1 地先まで	同 上
県道 小山結城線	結城市大字結城字上ノ宮10803番 2 地先から 結城市大字結城字上ノ宮10745番23地先まで	同 上
県道 西小埜真岡線	西茨城郡岩瀬町大字南飯田字篠沢前1043番 2 地先から 西茨城郡岩瀬町大字南飯田字東山 3 番 2 地先まで	同 上

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は線下発行) 金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)